

## 田尻町転入・定住促進助成事業交付要綱

令和6年3月28日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、本町への転入及び定住の促進並びに地域産業の振興を図るため、田尻町転入・定住促進助成事業に係る商品券の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 商品券の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年1月1日から令和10年3月31日までの間に次項に定める住宅を取得していること。
  - (2) 前号の住宅の住所に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている世帯主であること。
  - (3) 商品券の交付を受けた日後引続き1年以上前号の住所に居住する見込みであること。
  - (4) 世帯員が、納期限が到来している町税を完納していること。
  - (5) 世帯員が、過去にこの要綱に定める商品券の交付を受けていないこと。
  - (6) 世帯員が、田尻町三世帯同居・近居・新生活スタート助成金交付要綱（平成28年9月29日制定）に定める助成金の交付を受けていないこと。
  - (7) 世帯員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の受給者でないこと。
  - (8) 世帯員が、田尻町暴力団等排除条例（平成24年田尻町条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 商品券の交付の対象となる住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建て住宅、併用住宅に該当するものをいう。）は、世帯主又は世帯主の配偶者の名義で平成29年1月1日以降に新築、売買又は相続により取得し、所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅とする。ただし、持ち分による所有権登記である場合は、当該住宅について、世帯主及び世帯主の配偶者の持ち分を合計したものが2分の1以上でなければならない。

### (交付の額等)

第3条 交付する商品券は、田尻漁業協同組合が発行する商品券とし、交付の額は、額面10万円分とする。

### (交付申請)

第4条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有権保存

登記された日又は所有権移転登記された日の翌日から起算して6月以内に田尻町転入・定住促進助成事業商品券交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が認める場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- (2) 町税の未納がないことを証明できる納税証明書等
- (3) 申請に係る住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する当該建物の検査済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3第1項第1号による建築物台帳に記載されていることの証明
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による商品券の交付の申請があったときは、その内容を審査し、商品券の交付の可否を決定するものとする。

（商品券交付条件）

第6条 町長は、商品券の交付を決定する場合において、商品券の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 事業の適正な執行を図るため、町長が商品券の交付申請その他必要な事項について、確認及び検査を求めた場合は、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を順守すること。
- (3) 交付決定後1年以内に本町に居住しなくなった場合は、町長が承認する場合を除き、当該商品券の額面に相当する通貨を返還すること。ただし、介護、療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合その他町長が必要と認める場合にあつては、この限りでない。
- (4) その他町長が必要と認める条件  
（決定の通知）

第7条 町長は、第5条の規定により商品券の交付の可否を決定したときは、田尻町転入・定住促進助成事業商品券交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（請求等）

第8条 商品券の交付の決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、前条に定める交付決定の通知を受けた日から1月以内に田尻町転入・定住促進助成事業商品券交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに商品券を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、商品券の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 商品券の交付を受けた日後1年以内に本町に居住しなくなったとき。ただし、介護、療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となったときその他町長が必要と認めるときにあつては、この限りでない。
- (2) 偽りその他不正な手段により商品券の交付の決定を受けたとき。
- (3) 商品券の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により商品券の交付の決定を取り消したときは、田尻町転入・定住促進助成事業商品券交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(返還)

第10条 町長は、前条の規定により商品券の交付の決定を取り消したときにおいて、当該取消しに係る商品券を既に交付しているときは、田尻町転入・定住促進助成事業商品券返還命令書(様式第5号)により、期限を定めて被助成者に当該商品券の額面に相当する通貨による返還を命じるものとする。

(届出義務)

第11条 被助成者は、第9条第1項各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年9月30日限り、その効力を失う。ただし、すでに交付を決定した商品券に対する第9条から第11条までの適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 助成金の交付を受けようとする者のうち、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に住宅を取得したものは、要綱第4条の規定に関わらず、令和2年9月30日まで助成金の交付をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。